

第39回 太宰府市民政庁まつり 火気使用出店エリア募集要項

太宰府市民政庁まつりは、市内19の団体で実行委員会を構成し、市民の皆さんで作り上げていく手作りのまつりです。令和7年度の太宰府市民政庁まつりは、例年同様火気使用可能エリアを設け、多くの皆様に出店いただきたいと考えています。是非ご出店いただきますようご案内いたします。

1. 開催日時 令和7年10月4日（土）午前10時～午後5時 雨天決行・荒天中止

※中止の判断は、10月2日(木)午前中の気象情報にて行います。

2. 会場 大宰府政庁跡

3. 出店場所 エリア内指定区画（3m四方・30区画程度）

※原則1区画までとなります。フードトラック等特別な販売方法の方、複数区画をご希望の方は申し込み時ご相談ください。申し込み多数の場合はご希望に添えないこともあります。

4. 出店料 無料

5. 申込締切 **8月12日（火）午後5時**

6. 出店要領

- この会場は国の特別史跡でもありますので、礎石などを傷つけないよう十分注意してください。
- 火を使う調理器具は使用できます。その場合、消火器のご準備をお願いします。
- 地面で直接火を使うことはできません。
- テントの設置は可能ですが、ペグ（杭など）の使用はできません。
※重石を置くなどして風に飛ばされないようにしてください。
- 政庁跡を見学する方の妨げにならないようにしてください。
- **申込多数の場合、抽選**にて出店を決定します。
- **9月4日(木)10時**から出店者説明会を開催します。申込多数の場合、9時30分から申込者による抽選を行い、出店者を決定します。申し込みをされた方は、ご参加をお願いします。なお、出店者説明会を欠席された場合、辞退したものとみなします。
- 出店に係る準備・後片付けについては出店者で行ってください。
- 当日は朝7時から出店準備可能です。
- 終了後の片づけは、18：30までに終了するようお願いします。
- 出店に必要なテントやシート、机等の備品は出店者にご準備ください。
- 会場内での歩行による移動販売も可能です。
- **出店に際し許可や届出等（保健所、税務署等）が必要な場合は、出店者で手続きを行ってください。**
- 上記許可証は、当日店舗内の見えるところへの掲示をお願いします。
- 関係法令等を遵守したうえで、出店してください。
- 当日に発生したゴミや不用品は出店者で持ち帰ってください。
- 商談トラブル、紛失、破損等に関しまして、主催者は一斉の責任を負いかねます。

- 天候等やむを得ない事由があるときは、まつりの開催を中止すること、また、開催時間を変更することがあります。ただし、そのことによって生じた損害に対して主催者は補償いたしません。
 - 会場内の建物、施設等の毀損をした場合は速やかに報告の上、弁償をお願いいたします。
- ※ 以上のことをご了承のうえ、お申込みください。

申 込 期 限：**8月12日（火）午後5時まで**

申 込 方 法：太宰府市民政庁まつり実行委員会 事務局まで FAX またはメール
もしくは右側の二次元バーコードを読み取り、専用フォームから

FAX：092-921-1601 メール：community@city.dazaifu.lg.jp

問い合わせ：（事務局）太宰府市地域コミュニティ課 092-921-2121（内線 539）▲申込フォーム

